

特別欠席制度について

申請締切日 検定日 10日後

団体受験欠席者のうち、【表】の欠席理由に該当すると認められた欠席者の受験機会を、同一団体・同一検定(漢検)内での受験に限り、次回^{*}以降に繰り越すことができる制度です。 ^{*}欠席した検定日と締切日の間が3週間未満の日程を除く

この制度を利用するには、必要書類を申請締切日(検定日10日後)までに提出のうえ、協会の承認を得る必要があります。

提出された書類に不備がある場合や、協会での審査の結果、欠席理由に該当しないと協会が判断した場合は、受験機会を繰り越すことはできません。あらかじめご了承ください。

●【表】特別欠席の対象となる欠席理由 (前提条件:申し込まれた検定日の協会締切日より後に欠席することが決定した場合に限る)

	欠席理由	詳細	必要書類	留意事項
1	忌引き	葬儀・通夜のみ適用(親等・日数の適用範囲は各団体の定める基準に準ずる。法事は対象外)		
2	感染症	学校保健安全法施行規則第三章第十八条に定められた感染症に感染し、検定当日出席停止となった場合(P.28のQ.52参照) 【申請しても特別欠席の対象とならない例】 ・検定日が出席停止の期間と重なっていない場合 ・風邪、骨折など上記規則に定められていないその他の傷病 ・本人が感染していない場合(注1)	特別欠席申請書(P.30) + 特別欠席/同意書(P.31)	・病名だけで判断しかねる場合、診断書のご提出をお願いすることがあります。
3	公式大会への出場	【申請条件】(下記、4項目をすべて満たしている場合に限る) 1.大会主催者が、国・地方自治体、および全国的に組織された団体であること(注2) 2.最終的に全国大会につながるような勝ち上がりの性質をもつ大会であること 3.検定日当日に在籍している学校の部活動の代表選手として出場する場合 4.申し込まれた検定日の協会締切日より後に大会出場が決定した場合 【申請しても特別欠席の対象とならない例】 ・監督・コーチなど引率の教職員、保護者など生徒以外の欠席者 ・大会要項に記載のない補欠・マネージャーなど選手以外の欠席者 ・親善試合・練習試合など一日限りのもの、市内大会など限られた地域内の試合で上位大会につながらないもの、強化合宿、記録会 ・習い事やクラブチームで個人的に出場する場合 ・正規の部活動ではなくサークル・同好会からの出場	特別欠席申請書(P.30) + 大会要項(*1)	(*1) 主催者が発行したものの(下記1~4は必須項目) 1.大会名 2.主催者 3.開催日時 4.出場要件 ・大会要項が発行されていない場合は、大会要項に準ずる文書(主催者から出場を要請する文書)などのご提出をお願いします。 ・大会要項だけで判断しかねる場合、選手登録申請書やトーナメント表など選手であること証明できる書類のご提出をお願いすることがあります。
4	入試・就職試験・外部(就職先・進学先など)の実習	その試験・実習に参加しなければ、進級・進学・就職ができない場合 【申請しても特別欠席の対象とならない例】 ・体育祭や補習、追試など校内で日程を決めるもの(P.29のQ.56参照) ・オープンキャンパスや進路相談会など任意参加のもの	特別欠席申請書(P.30) + 試験・実習の概要が確認できる文書(*2)	(*2) (下記1~3は必須項目) 1.試験・実習の概要 2.文書発行者 3.試験・実習の日時

注1 感染症(インフルエンザ、新型コロナウイルス等)により休校・学年閉鎖・学級閉鎖となった場合は、本人が感染していなくても同一団体・同一検定(漢検)内での受験に限り、欠席者の受験機会を次の検定回以降に繰り越します。申請方法や必要書類につきましては、P.28のQ.53をご覧ください。

注2 (公財)日本スポーツ協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本中学校体育連盟、(公社)全国高等学校文化連盟、教育委員会など

●「特別欠席」申請から承認までの流れ

- 1 申請に必要な書類を申請締切日までに協会へ提出する。
・検定日以前にわかっている場合はなるべくお早めにご申請ください。
・申請はFAXもしくは郵送でお願いします。

- 2 協会から審査結果の連絡がある。
・承認された場合は、FAX(FAX不可の場合は郵送)にて『特別欠席申請書(承認印入り)』と『特別欠席の承認と今後の対応について』が届きます。
・承認されなかった場合は、電話にて結果が伝えられます。
・申請後2週間を過ぎても協会から連絡がない場合は、協会までお問い合わせください。申請書類が協会に届いていないおそれがあります。

ここで特別欠席が承認された欠席者のことを以降「繰越者」と呼びます。

- 3 「団体専用ページ」から繰越者の情報が確認できるようになる(結果送付の時期)。
・今回承認された繰越者のみでなく、過去に繰り越しの権利を取得し権利をまだ使っていない有効期限内の繰越者も確認することができます。
・画面上で確認するだけでなく、繰越者に通知するための「繰越通知書」を印刷することもできます。

●繰越者を含む申込方法はP.10をご参照ください。

申請締切日 検定日から10日後

(例)6月17日(金)検定の場合、6月27日(月)が締切日

申請方法 FAX番号 075-532-1110

郵送 封筒の表に「特別欠席申請」と明記し、協会本部(京都)宛にお送りください。

繰越期限 欠席した検定日より約1年
(次年度同一検定回の最終日程まで)

(例)2022年1月14日(金)検定で承認された場合は、2023年2月18日(土)検定まで使用可能

特別欠席についてのQ & A

Q.49～Q.61

Q.49 検定を申し込んだ後、協会の申込締切日までに欠席が判明した場合はどのようにしたらよいですか？

A 準会場受検申込またはインターネット(団体専用ページ)で申し込まれた団体公開会場受検申込に限り、協会の申込締切日当日までは志願者の取り消しが可能です。このため、協会の申込締切日までに欠席が判明した場合は、審査の対象外です。

※団体公開会場受検を郵送で申し込まれた場合は、申込後は一切変更できません。

申込方法	準会場受検		団体公開会場受検	
	インターネット	郵送/FAX	インターネット	郵送
検定申込後～協会の申込締切日まで	志願者の取り消しが可能(※1)			申込内容変更不可(※2)
申込締切日 翌日以降	申込内容変更不可(※2)			

※1=協会の申込締切日までに欠席が判明した場合は特別欠席の対象外です。取消方法はP.13のQ.14をご覧ください。

※2=P.27【表】の欠席理由に該当する場合は特別欠席の申請をしてください。

Q.50 申請をすれば必ず承認されますか？

A すべてが承認されるわけではありません。申請書類をもとに、協会にて審査を行います。その結果、学校が公欠と認めている理由でも承認できない場合があります。受検者・保護者への通知は、協会から審査結果の連絡を受けた後に行ってください。

Q.51 申請書類が申請締切日(検定日10日後)までにそろいません。(申請書類の一部を先に送ってもよいですか？)

A 申請締切日までに協会へご連絡いただいた場合に限り、手続きに間に合う範囲で受け付けます。申請書類は必ずまとめて提出してください。行き違いの原因となりますので、申込書類を複数回に分けて提出しないでください。また、事前のご連絡がないまま、申請締切日を過ぎて書類が到着した場合、審査対象外となる場合があります。

Q.52 学校保健安全法施行規則第三章第十八条に定められた感染症とはどのようなものですか？

A 以下の第一種から第三種に該当する感染症のことを指します。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(A群溶血性レンサ球菌菌頭炎、手足口病、マイコプラズマ感染症 など)

※新型コロナウイルスは、第一種に該当します。

Q.53 天災や感染症(例:インフルエンザ、新型コロナウイルス)などにより、休校・学年閉鎖・学級閉鎖になった場合はどのようにしたらよいですか？

A 天災や感染症(例:インフルエンザ、新型コロナウイルス)などにより、欠席または検定の実施が不可能になった場合は、同一団体・同一検定(漢検)内での受検に限り、欠席者の受検機会を次の検定回以降に繰り越せます。申請方法や必要書類につきましては、休校・学年閉鎖・学級閉鎖などが決定した時点で協会までお問い合わせください。

※繰越期限は承認された検定日より約1年間(次年度同一検定回の最終日程まで)です。

また、天災などの影響で受検者が安全に検定会場へ来ることが困難な場合は、協会までお問い合わせください。

ただし、いかなる事情でも、届いた問題用紙を用いて検定日以外の日に検定を実施した場合は、受検者全員が失格となりますのでご注意ください。

▲天災等が発生した場合、漢検ホームページ「お知らせ」に対応方法を掲載することがあります。

Q.54 校内の選手選考が協会締切日後だった場合も、審査対象になりますか？

A 審査の対象となります。いつ校内選考が行われたかを顧問の先生にご確認のうえ、出場決定日を記入ください。

Q.55 開会式や移動日は審査の対象になりますか？

A 開会式への出席や前日移動を証明できるもの(宿泊証明など)を添えて申請すれば審査の対象となります。

Q.56 欠席理由4「入試・就職試験・外部の実習」には、校内の定期試験なども含まれますか？

A 含みません。校内での定期試験、実習や定期試験の追試などは、進級・卒業要件であっても、学校行事と同様に審査対象外です。おそれいりますが、校内でのスケジュール調整をお願いいたします。

Q.57 欠席理由4における試験・実習の概要が確認できる文書とは、どのような内容があればよいですか？

A 検定日と試験や実習などの日程が重なっていることを証明する文書が必要です。試験や実習への参加を要請する内容で、文書の発行者と試験や実習日時の記載がある書面をご用意ください。

Q.58 卒業(転校)する場合は、進学先(転校先)の学校へ繰り越せるのですか？

A 繰り越すできません。繰り越しの権利は、同一団体で受験する場合のみ有効となります。個人受験や会場番号が異なる団体への繰り越しもできません。

Q.59 同じ検定回の中で繰り越すことはできますか？

A 欠席した検定日と繰越受験を希望する検定日の協会締切日の間が3週間以上あれば、検定回に関係なく繰り越しが可能です。
 ×第2回9月3日(土)検定で欠席→第2回10月21日(金)検定に繰り越し(同じ回だが欠席した検定日と締切日の間が3週間未満)
 ○第2回9月3日(土)検定で欠席→第2回10月29日(土)検定に繰り越し(同じ回だが欠席した検定日と締切日の間が3週間以上)

Q.60 申請者が5名以上いる場合、申請書にはどのように記入すればよいですか？

A 5名以上いる場合は検定日・団体情報の記入と各責任者の署名・捺印をした申請書をコピーして使用してください。または、申請書の名前の欄に「別紙参照●名申請」と記入し、申請者の一覧を添付してください。
 ※一覧を作成する場合は、**申込級** **名前** **フリガナ** **生年月日** **欠席理由** をもれなく記入してください。
 また、複数ページにまたがる場合は、各ページの1行目に見出し(タイトル行)を記載してください。

Q.61 検定を申し込む際、繰越者の受検級を変更できますか？

A できます。繰越者が受検級を変更する場合の検定料は以下をご覧ください。
 なお繰越者を含む申込方法はP.10、P.24をご参照ください。

重要

漢検®

特別欠席申請書

・欠席理由が1.忌引きや2.感染症の場合、P.31の「特別欠席／同意書」の提出が必要となります。
 ・3.公式大会出場の場合、大会要項が必要となります(P.27参照)。

申請日 年 月 日

公益財団法人 日本漢字能力検定協会 行

下記検定日を欠席した志願者のうち、特別欠席に該当する理由で欠席することが、協会締切日後に判明した者の受検機会を当団体における次回以降の検定へ繰り越すことを申請します。



受付処理用コード

検定日
年度 第 回 月 日 ()

・申請書と申込時の内容が異なる場合は、申込時の内容で登録いたします。
 ・当日出席をされた場合は、承認を取り消します。
 ・繰り越しの有効期限は、次年度同一検定回の最終日程までとなります。
 ・次回申込時には、繰越者を含め、規定人数(10名)が必要です。繰越者を含めて申し込む場合、必ず志願者情報「有」でお申し込みください。
 ・欠席後、3週間以内に締切日のある日程には繰り越せません。
 <繰り越し不可の例>9月3日(土)検定→10月21日(金)検定
 ※10月21日(金)検定の協会必着締切日は、郵送・FAX申込…9月16日(金)、インターネット申込…9月22日(木)であり、欠席後3週間未満のため

特別欠席申請者			承認 ※協会使用欄	
申込級	名前 (「フリガナ」「生年月日」も必須項目です)	欠席理由 (○をつけてください)		
級	フリガナ	1.忌引き 2.感染症(病名:) 3.公式大会出場 (出場決定日: 種目名:) 4.入試・実習参加(参加決定日:)		
	生年月日 西暦 年 月 日			
級	フリガナ	1.忌引き 2.感染症(病名:) 3.公式大会出場 (出場決定日: 種目名:) 4.入試・実習参加(参加決定日:)		
	生年月日 西暦 年 月 日			
級	フリガナ	1.忌引き 2.感染症(病名:) 3.公式大会出場 (出場決定日: 種目名:) 4.入試・実習参加(参加決定日:)		
	生年月日 西暦 年 月 日			
級	フリガナ	1.忌引き 2.感染症(病名:) 3.公式大会出場 (出場決定日: 種目名:) 4.入試・実習参加(参加決定日:)		
	生年月日 西暦 年 月 日			

欠席者が上記の理由により欠席したことを証明します。

会場番号 _____

団体名 _____

団体責任者名 (★) _____ 印

実施責任者名 _____ 印

電話番号 _____ FAX 番号 _____

★学校は学校長、塾は塾長など、組織の代表者の方のご署名・ご捺印をお願いします。

同じ方の場合でも、お手数ですが両方へのご署名・ご捺印をお願いします。申請者が5名以上いる場合は、ご署名ご捺印したものをコピーしてください。

協会使用欄

原本は審査結果が到着するまで大切に保管してください。

申請先FAX番号 **075-532-1110**

送付先住所 〒605-0074 京都市東山区祇園町南側551番地
 公益財団法人 日本漢字能力検定協会 行

(封筒の表に「特別欠席申請」と明記ください)

※FAXで提出した場合、郵送の必要はありません。

以下の事項について志願者の同意を得たうえでご提出ください。
 ・ご記入いただく個人情報は、申込団体を經由して弊協会に届きます。
 ・弊協会では、これらの個人情報を「特別欠席」に関わる業務にのみ使用し、目的外には利用しません。(ただし、検定に関わる業務に際し、業務提携会社に委託する場合があります)。
 ・個人情報のご記入は任意ですが、必要な箇所への記入・捺印がない場合や同意をいただけない場合は、特別欠席の承認をすることができない場合がありますので、ご注意ください。
 ・ご記入いただきました個人情報に関する開示、訂正等お問い合わせは、下記の窓口へお願いいたします。
 公益財団法人 日本漢字能力検定協会 個人情報保護責任者 事務局長
 個人情報相談窓口 <https://www.kanken.or.jp/privacy/>



漢検® 特別欠席 / 同意書

(特別欠席「忌引き」「学校保健安全法施行規則第三章第十八条に定められた感染症」用)

◆特別欠席制度とは

「忌引き」や「学校保健安全法施行規則第三章第十八条に定められた感染症」への感染で検定日に欠席した場合、**団体受検での申し込みに限り**、受検機会を次回以降に繰り越すことができる制度です。この制度を利用するには検定日から10日以内に、必要書類を**団体を通じて**(公財)日本漢字能力検定協会に提出し、協会の承認を得る必要があります。

※繰り越しの権利は欠席した検定日より約1年間有効です。

※特別欠席が承認された場合、繰り越しの権利は承認された団体での受検に限り利用できます。

異なる団体での団体受検や個人受検への振り替えはできません。

※個人受検には特別欠席制度はありません。



受付処理用コード

以下の事項について志願者の同意を得たうえでご提出ください。

・16歳未満の方は、保護者の同意を得たうえでご提出ください。

・ご記入いただく個人情報は、申込団体を經由して弊協会へ届きます。

・弊協会では、これらの個人情報を「特別欠席」に関わる業務にのみ使用し、目的外には利用しません。(ただし、検定に関わる業務に際し、業務提携会社に委託する場合があります)

・個人情報のご記入は任意ですが、必要な箇所への記入・捺印がない場合や同意をいただけない場合は、特別欠席の承認をすることができない場合がありますので、ご注意ください。

・ご記入いただきました個人情報に関する開示、訂正等お問い合わせは、下記の窓口へお願いいたします。

公益財団法人 日本漢字能力検定協会 個人情報保護責任

事務局長

個人情報相談窓口 <https://www.kanken.or.jp/privacy/>



【団体ご担当者様記入欄】

会場番号： _____

団体名： _____

【ご家庭記入欄】

公益財団法人 日本漢字能力検定協会 行

同意書

私は、以下の理由のため、今回の日本漢字能力検定を欠席したことを、公益財団法人 日本漢字能力検定協会へ伝えることに同意します。また、欠席理由が「学校保健安全法施行規則第三章第十八条に定められた感染症」の場合は、公益財団法人 日本漢字能力検定協会より求められれば、診断書(*)の提出にも同意します。

漏れなく
ご記入ください。

欠席理由 **当てはまる欠席理由の番号に○をつけてください。**

① 忌引き

② 学校保健安全法施行規則第三章第十八条に定められた感染症(病名: _____)

記入日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

(フリガナ) 本人署名 : _____ 印

今回申し込んだ級 : _____ 級

生年月日 : _____ 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳)

16歳未満の場合は、
保護者の署名・捺印が
必要です。

保護者署名 : _____ 印

(*病名だけで判断しかねる場合、診断書のご提出をお願いすることがあります。)